指定ごみ袋以外のごみ収集期間を延長します

　指定ごみ袋が一部の販売店で一時的に品切れの状態となっていたことから、これまで指定ごみ袋以外のごみ収集に関する臨時措置を実施しているところです。

　販売店の店頭において指定ごみ袋の在庫を確認していますが、引き続き販売数の制限をお願いしなければならない状況から、臨時措置の期間を令和9年3月 31 日まで延長します。

　今後も順次販売店への納品はされますが、必要以上の購入、過度な買いだめが生じると一時的に販売店の在庫が無くなってしまい、指定ごみ袋を必要とする人に行き渡らなくなってしまいます。

　指定ごみ袋の可燃(大)、可燃(小)はともに1冊 30 枚入りであり、1冊で通常2か月から3か月までは使用できますので、町民の皆さんは、過度な購入や必要以上の買いだめは控えていただき、安定した指定ごみ袋の供給にご協力をお願いします。

詳しくは裏面をご確認ください ➤

問い合わせ　日野町交通環境政策課環境政策担当
電話:0748－52－6578　FAX0748－52－2043

○臨時措置の期間

令和8年6月 15 日(月)から令和9年3月 31 日(水)まで

※期間終了後は、通常の収集に戻りますのでご注意ください。

期間に変更がある場合は、改めて町のホームページでお知らせします。

○ 収集する袋(例)

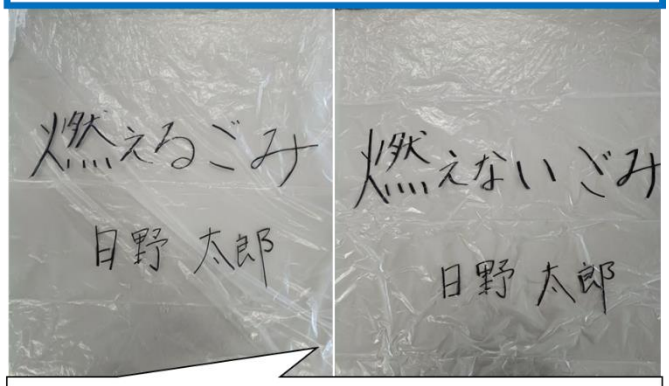

○無色透明または半透明のビニール袋
※中身が外から確認できるもの
○袋の大きさ:15Lから45L
○「燃えるごみ」又は「燃えないごみ」とお名前をマジックで直接記載する(ひらがな、ローマ字でも可)

× 収集しない袋(例)

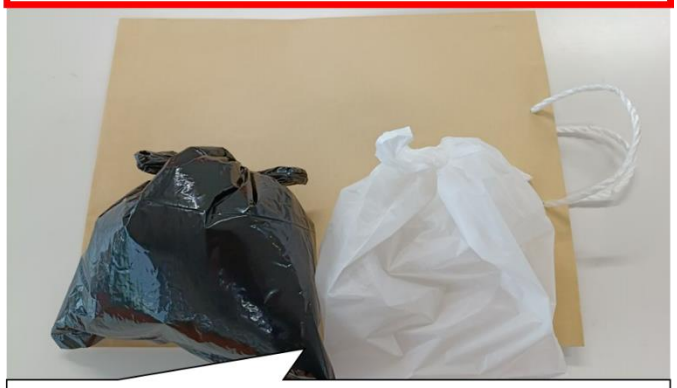

× 中身の見えない袋
× レジ袋
× 他の自治体の指定ごみ袋
× 紙袋、ダンボール

＜回収するごみ袋＞

・袋の容量が 15L から 45L までの透明または半透明のビニール袋(中身を確認できる袋)
※指定ごみ袋の容量は、(大)が約 45L、(小)が約 22L です。
・袋に「燃えるごみ」「燃えないごみ」とお名前を直接書かれたもの(ローマ字、ひらがなでも可)

＜回収しない袋＞

・レジ袋、中身の見えない袋、紙袋(中身が目視で確認できないため)
・他の自治体の指定袋(町外からの搬入を防ぐため)
・分別ルールが守られていないごみが入っているもの

○その他

・ほかの種類の指定ごみ袋を使用することはできません。(燃えるごみを出すときに、燃えないごみの指定ごみ袋を使用することはできません。)
・袋に詰めるごみの量は片手で持てる程度の重さ(10 キログラム程度)までとしてください。
・指定ごみ袋が購入できる場合や、家に在庫がある場合は、指定ごみ袋を優先して使用してください。